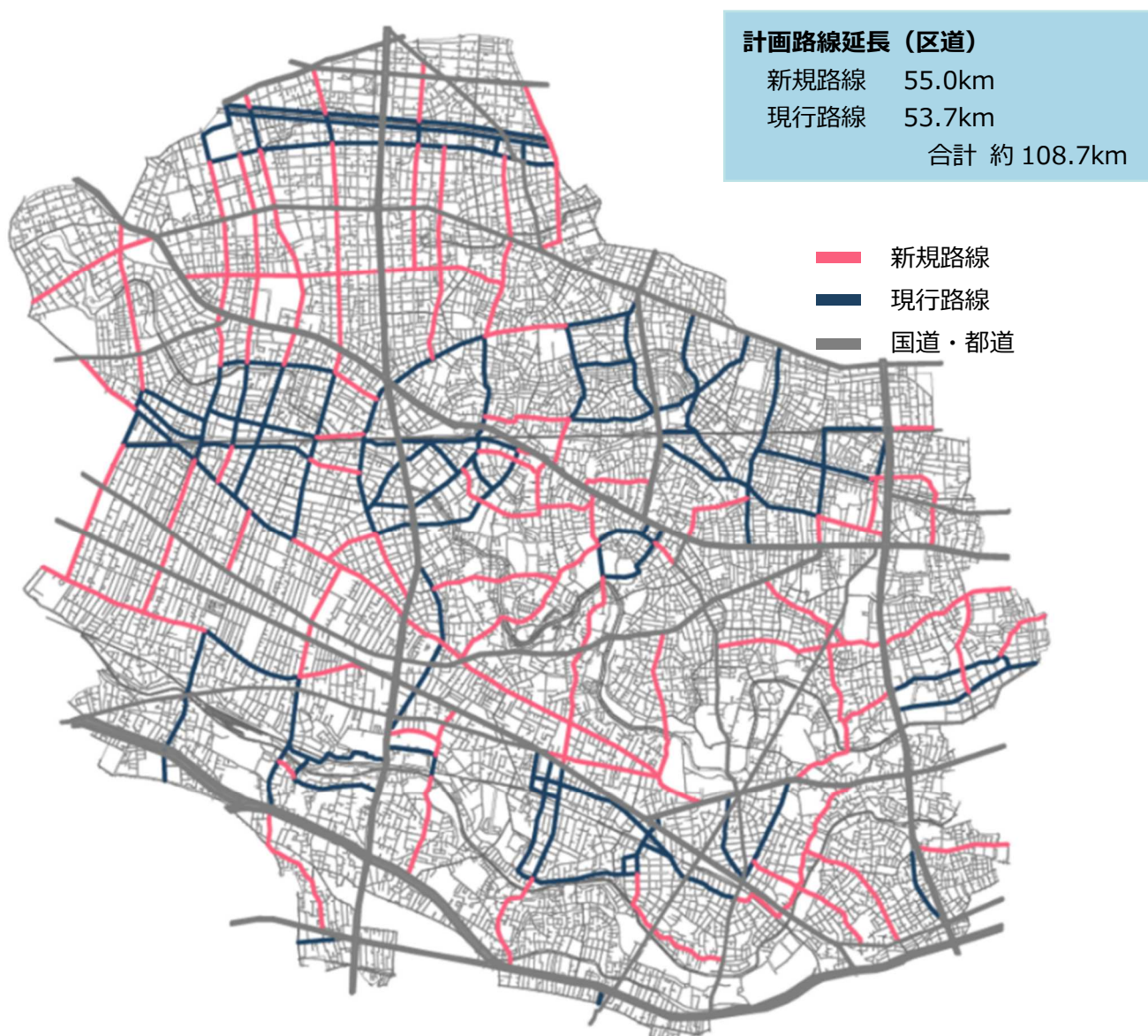


■ 自転車ネットワーク路線の再構築について

■ 自転車ネットワーク路線の再構築

自転車利用環境の安全性及び快適性の一層の向上を図るため、区民、学識経験者及び区内警察署等に意見聴取を行った上で、令和6年度には、これまで駅周辺等を中心に整備してきた自転車ネットワーク路線を区内全域に拡大する「自転車ネットワーク路線の再構築」を行い、新規路線を決定しました。新規路線※1は、現況の道路幅員を踏まえ、車道混在（自転車ナビマークや自転車ナビライン）※2を基本として、令和8年度以降に整備する予定です。

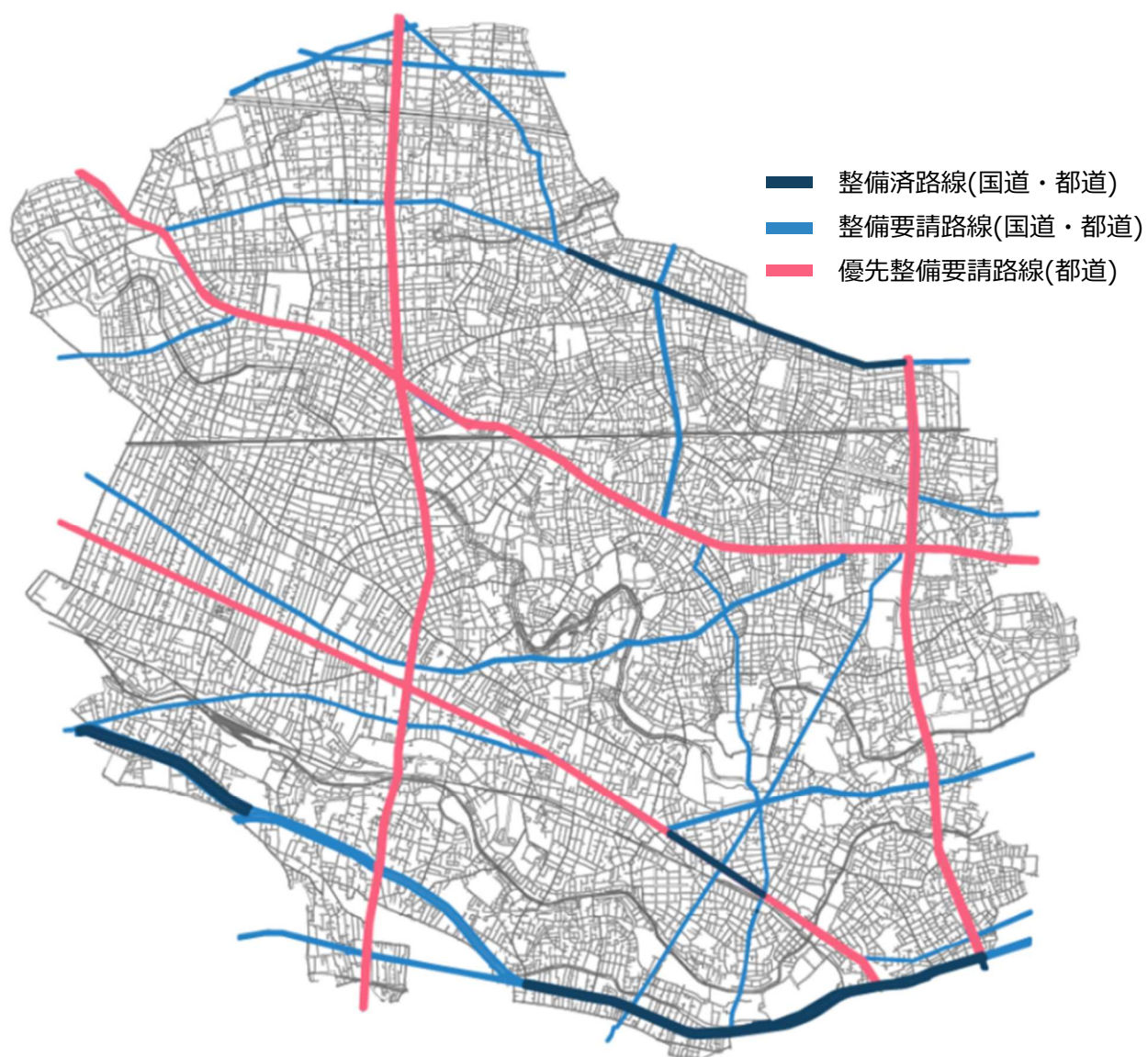


※1 自転車ネットワーク路線の再構築では、主に自転車関与事故や自転車交通量が多い路線を追加しました。

※2 道路幅員にかかわらず、国のガイドラインに基づく標準仕様（矢羽根型路面標示幅 75cm）を基本として整備します。

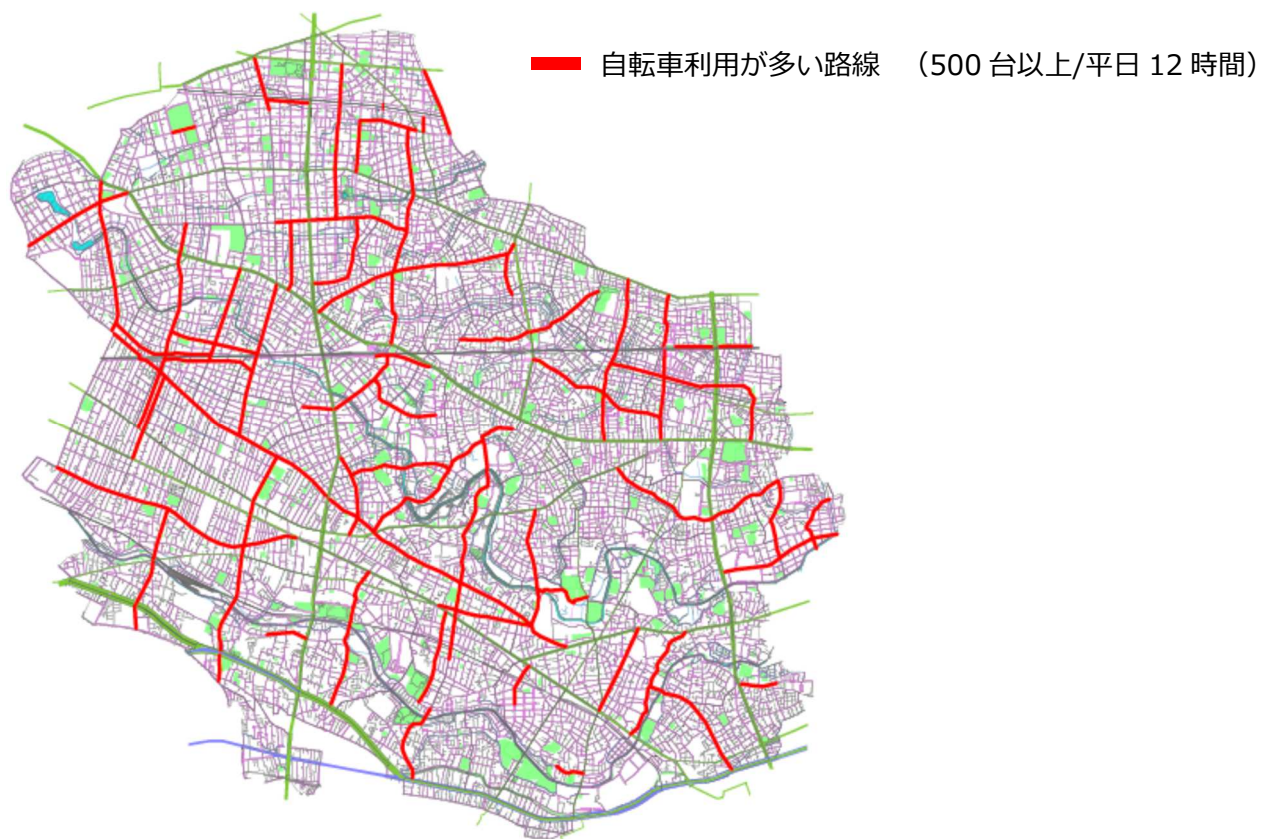
■ 国及び都への整備推進の要請（国道・都道）

国や都の自転車通行空間の整備計画の改定のタイミングに合わせて、区内の国道や都道における自転車通行空間の整備推進を国や都へ要請します。

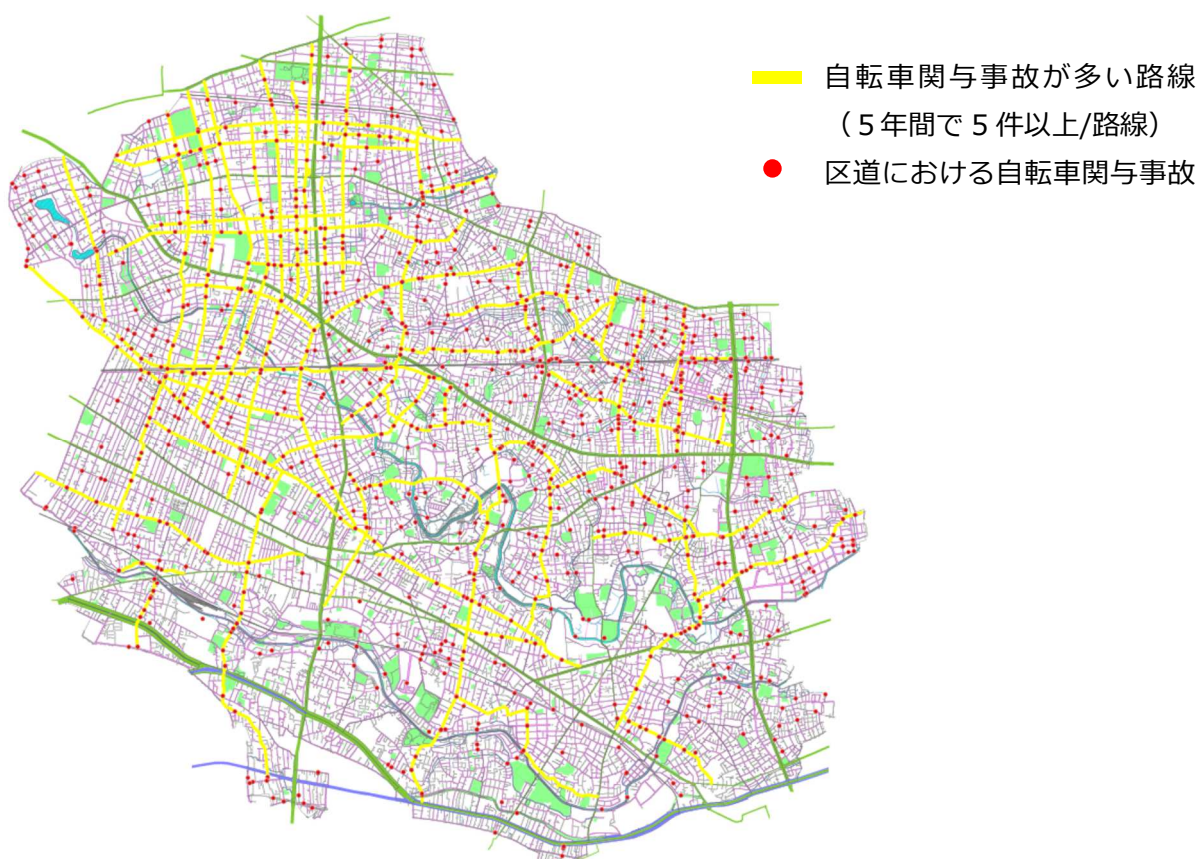


■ 参考資料

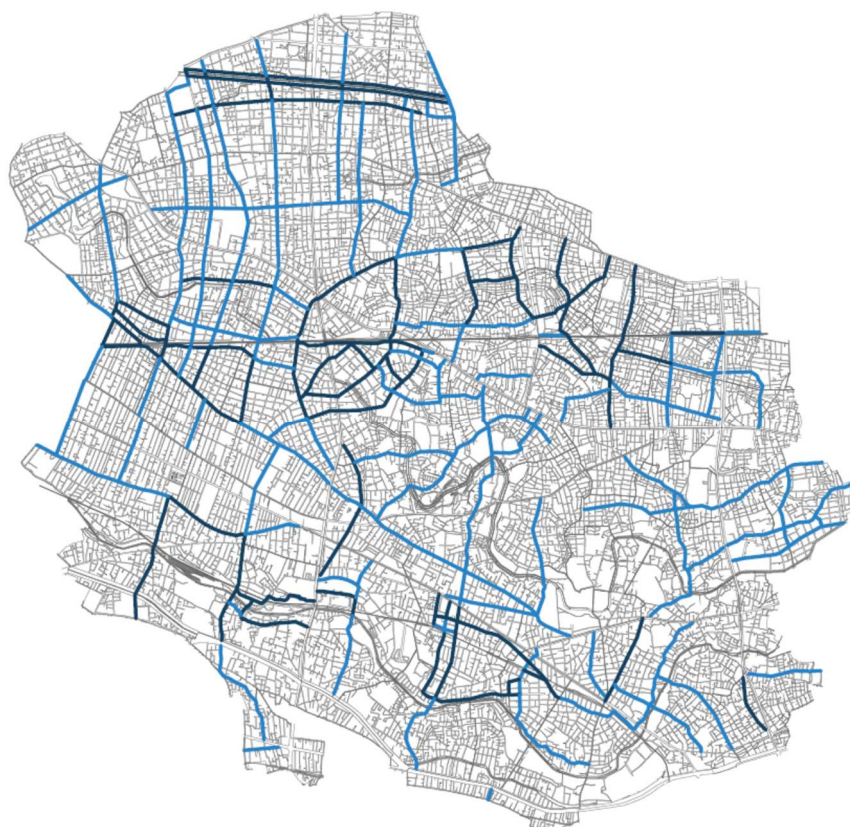
■ 自転車利用が多い路線 令和 3（2021）年度



■ 自転車関与事故が多い路線 平成 30（2017）年～令和 4（2022）年



■自転車ネットワーク路線の整備状況 令和6（2024）年度末時点



計画	108.7km
整備済	40.7km
整備率	37.4%

■ 整備済路線
■ 未整備路線

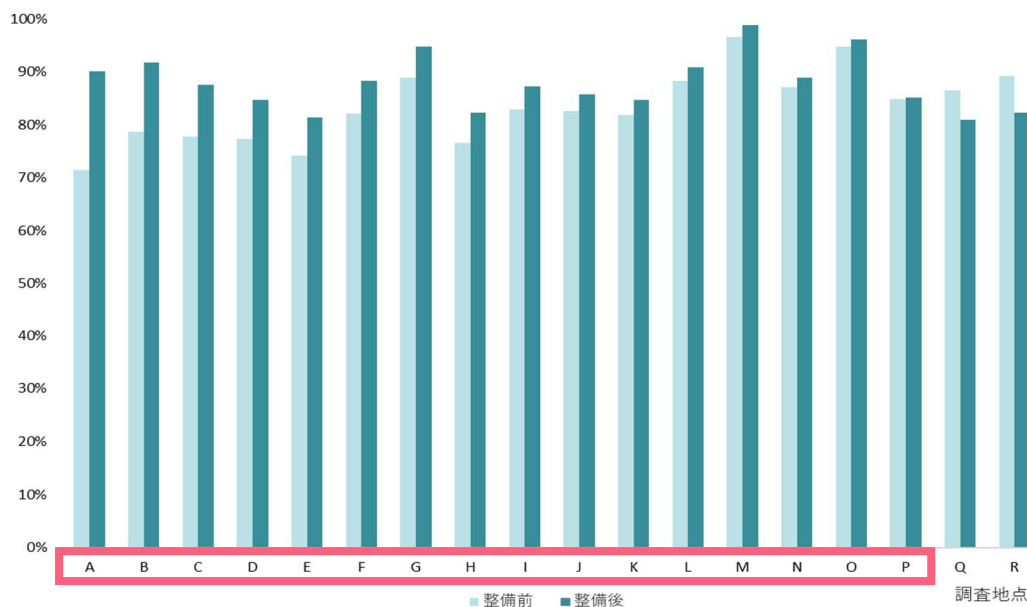
■これまでの車道混在による整備方法

	国のガイドラインに基づく 標準仕様	区独自仕様 【整備形態A】	区独自仕様 【整備形態B】
対象	幅員6.0m以上の道路 (一方通行は5.6m以上)	幅員5.0m以上6.0m未満 (一方通行は5.0m以上5.6m未満かつ歩行者少ない場合)	外側線が設置できない以下の道路 ・幅員5.0m以上6.0m未満 (一方通行は5.0m以上5.6m未満かつ歩行者多い場合) ・幅員5.0m未満
整備	外側線設置（路側帯の幅1.0m） 矢羽根型路面標示幅：75cm	外側線設置（路側帯の幅1.0m） 矢羽根型路面標示幅：60cm	道路空間における優先順位を示す 路面標示を整備 ※整備実績なし
			※整備イメージ

※ 自転車ネットワーク路線の再構築に合わせて、区独自仕様（整備形態A及びB）による整備は廃止

■ 順走率

自転車ナビマーク・自転車ナビラインの整備後、約 **9** 割の調査地点で自転車の順走率が上昇しています。



※ 区内18地点（A～R）の車道において、平日12 時間（7 時～19 時）の順走率（自転車の通行台数のうち、車道の左側を通行した台数の割合）を調査（平成 29 年度～令和 6 年度）